

# 法務省が「会社法の一部を改正する法律案」を提出

『会計情報』編集部

法務省は、平成25年11月29日付けで、「会社法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。

この法律案は、株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化並びに株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役等の要件等を改めるほか、株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度の創設や株主による組

織再編等の差止請求制度の拡充等の措置を講ずる必要があるために提出されたものである。

詳細については、法務省のウェブページ ([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00138.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00138.html)) を参照いただきたい。

以上